

# 地域における 包括マネジメントの活用

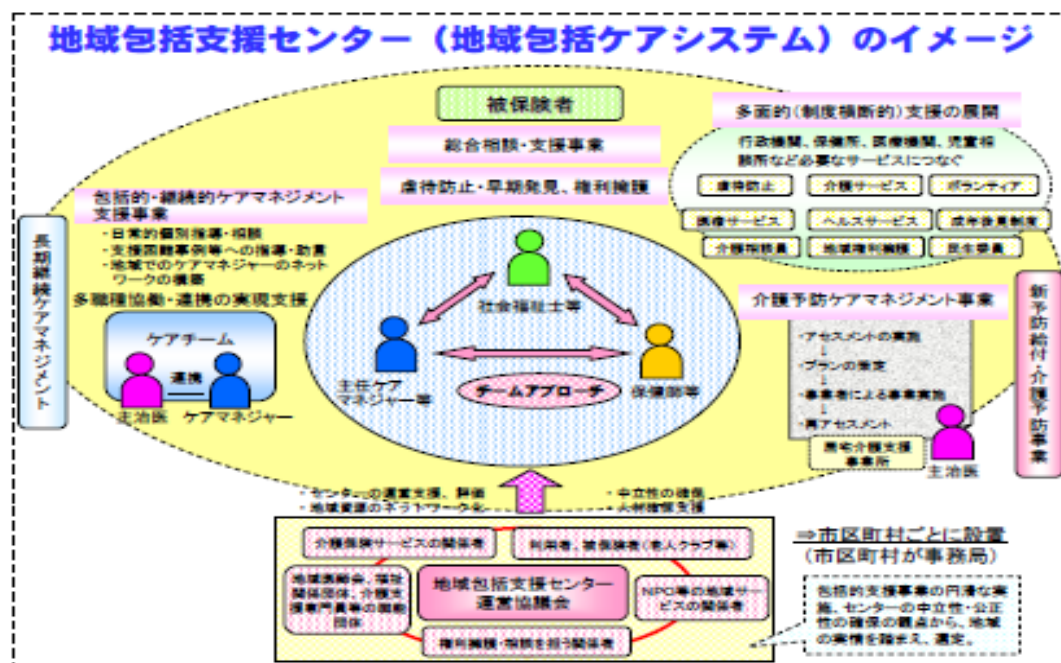
田辺美樹子

2010・3・28

# 地域包括支援センターの取組状況

## 1 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。

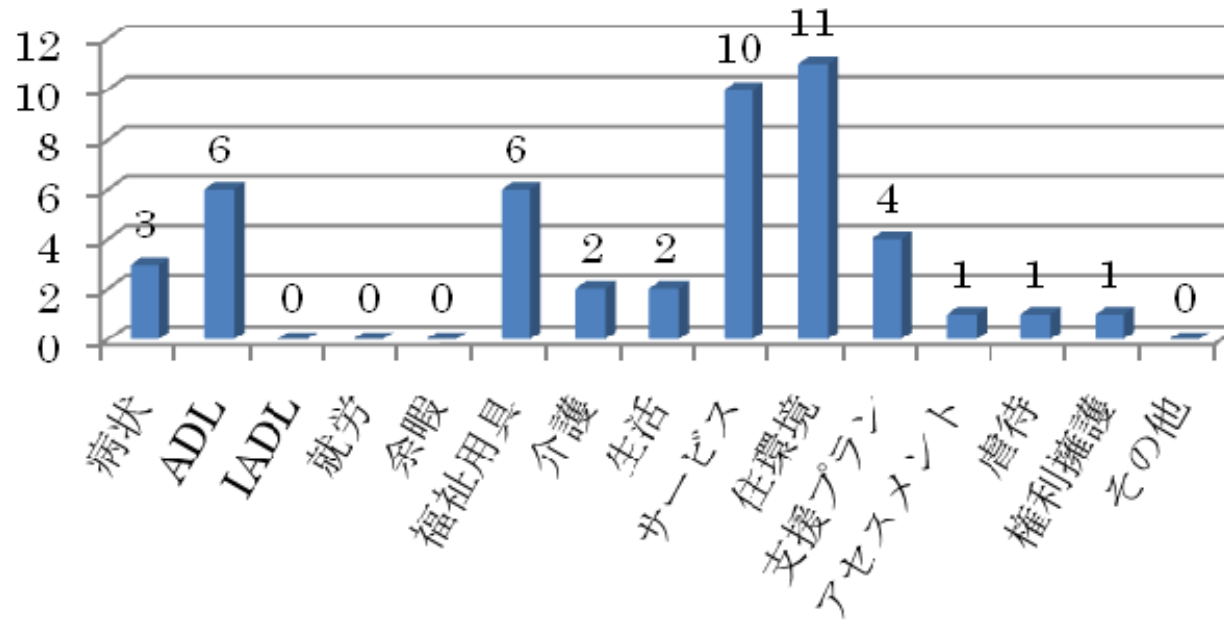


## 地域包括支援センターでの 作業療法士の業務実態

- 19箇所の地域包括支援センターに配置  
資格取得後10年以上が90%  
69%が常勤者
- 業務内容
  - ・95% 介護予防マネジメント
  - ・89% 包括的・継続的ケアマネジメント
  - ・84% 総合相談支援
  - ・63% 権利擁護事業
- 対象年齢(多い順)  
80歳代、70歳代、60歳代

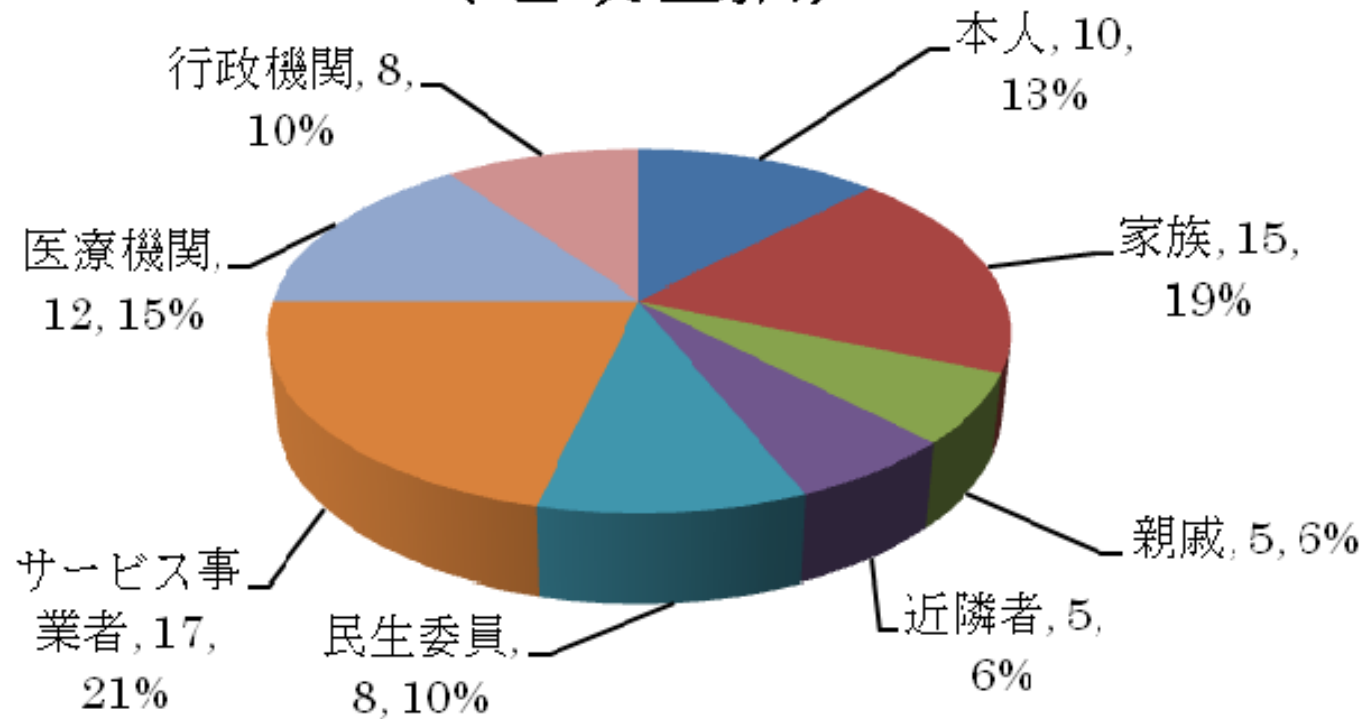
# 相談内容

(地域包括)



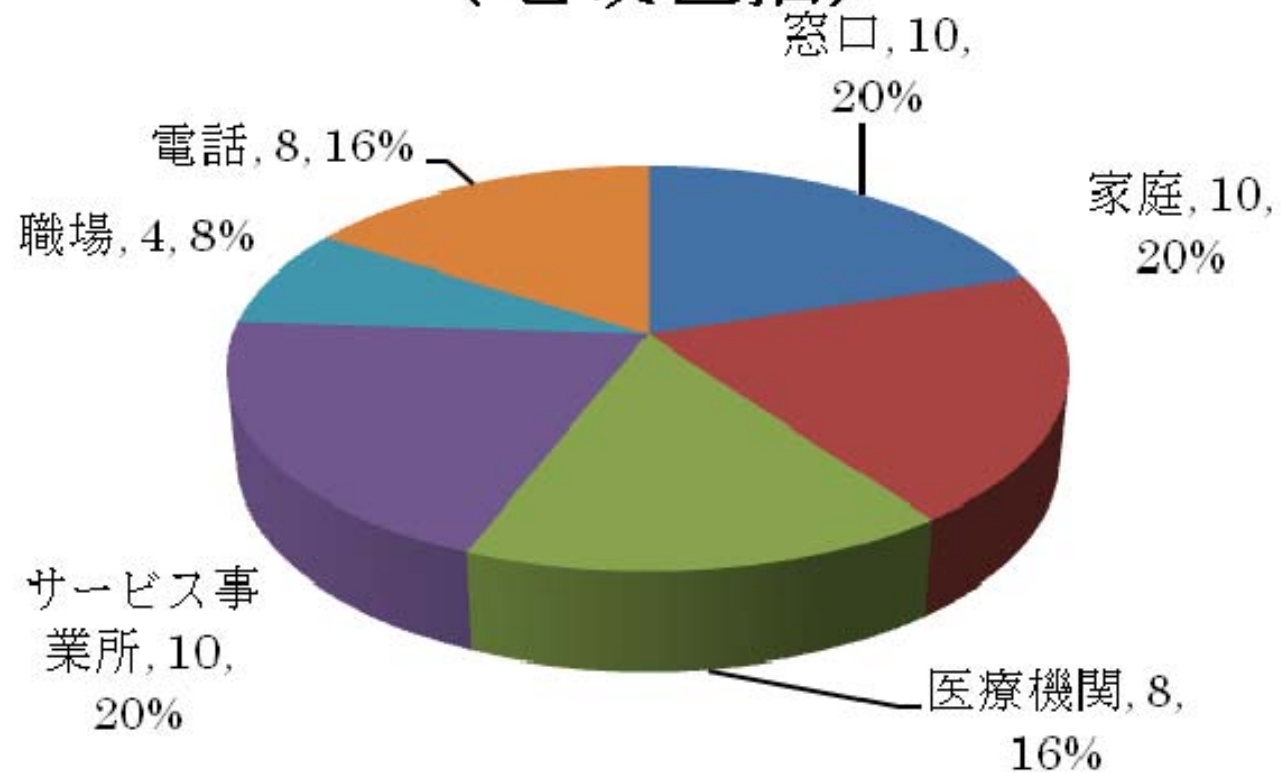
# 相談支援対象者

(地域包括)

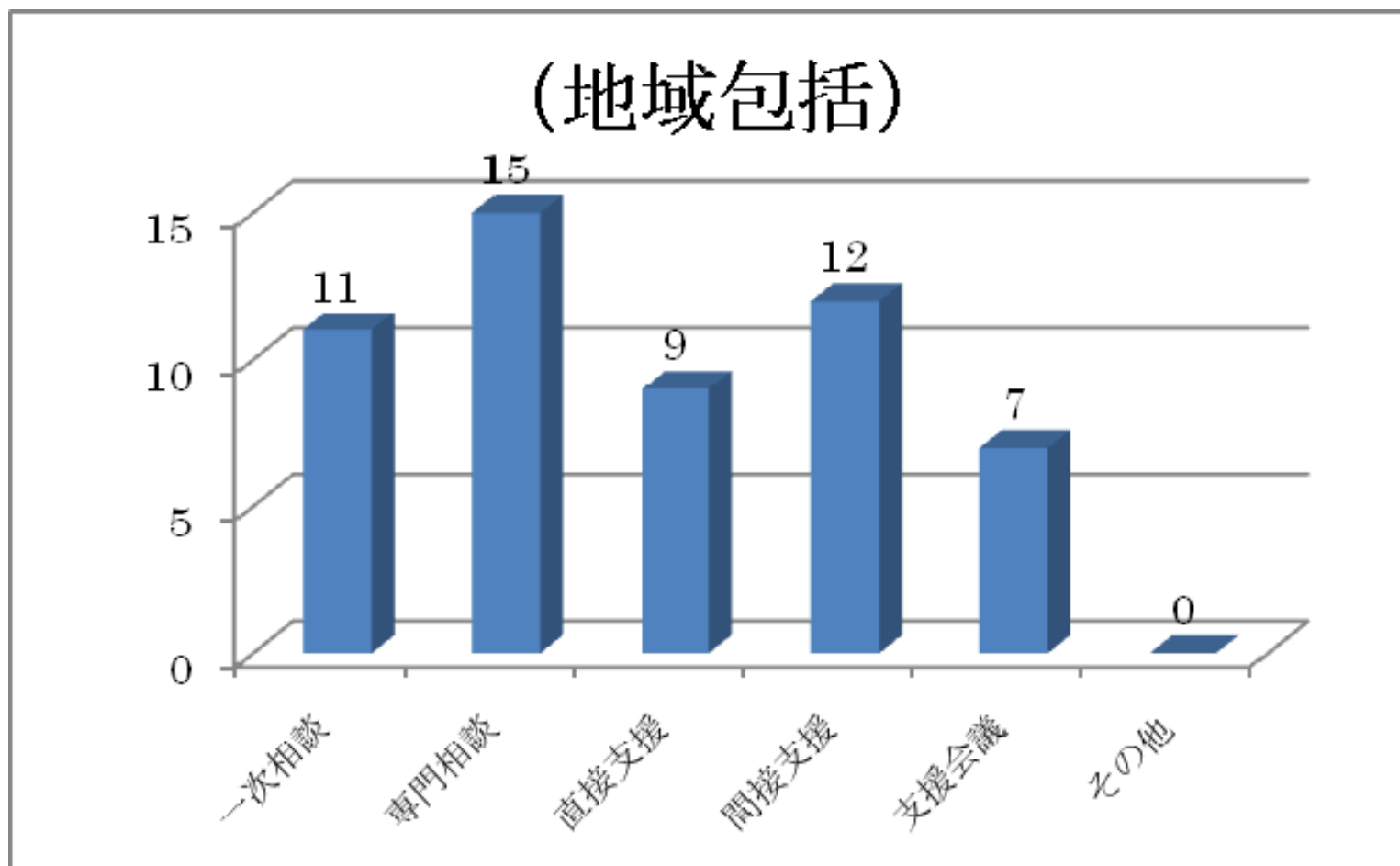


## 相談支援場面

(地域包括)

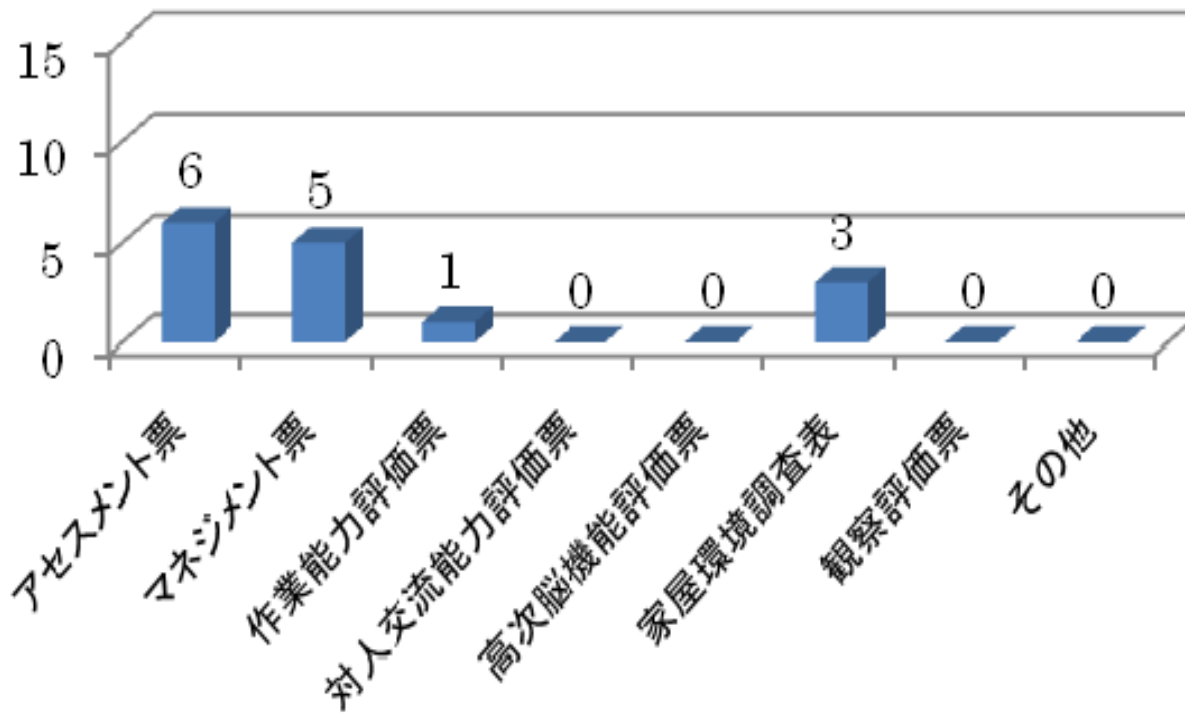


## 相談支援内容



# 課題分析のための評価票

(地域包括)





## 現状と課題

### ◎作業療法士が得意としている業務(現状)

- 住環境調整における対象者の能力評価
- 住環境調整とIADL獲得への支援

しかし

### ◎配置身分に関する課題

- 主任ケアマネでの配置のために専門職としての役割が明確でない場合は一時相談への対応が多くなる
- 包括マネジメントが必要な対象者への対応ができていない。

## ＜地域包括支援センターの作業療法士が関与した事例＞

「IADLに自信が持てるようになり、  
再び町内会の役員活動へ参加ができるようになった事例」

### ①一般情報：

80歳代、女性。子育てや家事中心に生活。20年前に夫が他界し一人暮らしとなる。趣味は編み物やカラオケ。老人会の役員やお寺の世話役などの社会貢献的な活動を行っていた。大腿骨骨頭壊死による人工関節置換の治療のため入院。

### ②相談の契機：

入院先のPTより電話相談あり。3日後に外出訓練として自宅に出向く。退院に向けての住宅改修等検討したいので、と同席を要請される。

## 【入院から在宅へ】

いつ	どこで	支援内容	
9月初旬 電話の 翌日	入院先の病 院訪問	退院に向けての本人意思確認：必要なサービス内容、事業者の選択を本人と相談。	退院後の在宅生活に向けての調整 (対応時間：約1時間)
電話3日 後	自宅訪問	病院PT、住宅改修事業者、ヘルパーも同席し支援内容を検討。 ①住宅改修調整（玄関、トイレ、浴室、脱衣室、洗濯物干し場への出入り部分）、福祉用具（シャワーチェア）購入、②訪問介護（掃除、買い物中心）は週2回利用、③訪問リハは週1回を1ヶ月間、送迎付きの通院リハを週3回利用。	支援検討会議 (対応時間：約1時間30分)

## 【在宅生活安定に向けて】

いつ	どこで	支援内容	
9月中旬 退院1週間後	自宅訪問	認定結果（要支援2）と住宅改修状況、生活状況を確認 （退院当日にあわせて住宅改修が完了されるよう着工を調整）	モニタリングと訪問リハ終了の見極め （対応時間：約1時間）
10月中旬	自宅訪問	生活状況確認。家の中は杖使用せず歩行可能。近隣友人の支援もあり、地域のカラオケへの参加を始める。予定通り、訪問リハ終了。	サービス利用調整 （対応時間：約40分）
11月～ 12月中旬	自宅訪問	生活状況確認。屋外歩行は、近隣有人の支援もあり、買い物や地域のカラオケへの継続的参加を確認。予定通り通院リハ終了を確認	サービス利用調整 （対応時間：約40分）
12月中旬	電話		サービス利用調整 （通院リハ終了を確認）

## 【地域社会参加】

いつ	どこで	支援内容	
翌年1月	電話連絡	本人の依頼により、役員活動担当者に事前に状況説明し、配慮を依頼する（町内会役員活動に久しぶりに参加）。	社会参加に向けた地域住民との支援調整
2月	自宅訪問	認定結果は要支援1。本人申し出により訪問介護（掃除中心）を週1回に変更（通院に際し、歩行訓練の意識を強く持ち、自ら歩いていることを確認）。	更新申請を受けてのサービス担当者会議（対応時間：約40分）
3月	通院先の病院で偶然出会う	近況の確認（週3回程度、物理療法目的で通院。片道約20分の距離を杖なし自立歩行で通院）	活動性拡大の見守りと自信の強化
4月	通院先の病院で偶然出会う	近況を確認（本人より「そろそろヘルパーさんに来てもらうのを終わりにしようかと思っている」との発言あり。	
5月	自宅訪問	訪問介護事業所のサービス提供責任者と調整。本人の状態と生活状況を把握後、掃除用具の工夫等を提案し、あと1ヵ月後に本人に確認のうえ、サービス利用終了に向けた調整を行う。	サービス利用調整（対応時間：約40分）
6月 (9ヵ月後)	電話	予定通りサービス終了となる。	サービス利用調整

＜地域包括支援センターの作業療法士が関与した事例＞

## 業務把握シート:

シートは①地域情報、②担当業務、③実施事業を確認する内容で構成されている

### 1. 地域情報の確認

地域特性に合わせた事業実施のための基礎情報を確認しておく。

※実施業務に関連する所属市町村の地域情報（例）

人口規模		高齢化率	
介護保険認定者		独居高齢者	

## 2. 事業実施背景の確認

担当事業について施策上の位置づけ、目的、実施計画を確認する

事業名	
事業の位置づけ	事業実施要綱等から、施策における事業の位置づけや事業実施の根拠となっている法制度等を確認する。
目的	事業を実施する目的を確認する。事業のねらい、事業実施により期待できる変化、得られる効果の予測。
事業構成要素	事業の対象者、対象者の選定、実施場所や頻度、事業実施に関係する機関・組織との連携および事業運営方法など、事業実施に必要な要件を確認する (関わる人・職員体制と役割など)、事業実施に必要な人(対象者と運営に関わる人)、物(実施場所)、金(予算・費用)に関すること等

### 3. 事業実施手順の確認(事業のフローチャート)

事業対象の個人の個人評価だけではなく、地域課題解決手段としての事業結果を整理、確認する。

対象者把握方法		事業の参加対象者、選定方法など
評価		事業目的としたことを参加対象者の変化で確認するための手段（評価内容）、事業評価のための手段
支援計画		事業実施計画・実施の手順
実施		実施した内容
再評価	個別再評価	参加者の事業終了後の変化
	事業評価	事業効果
次年度の事業計画		実施結果を踏まえた次年度計画





# 市町村地域包括ケア推進事業の概要

## 目的

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う。

## 実施主体

市区町村。ただし、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる事業所等に委託することができる。また、事業の実施範囲は、市区町村内の特定の地域（例えば、〇〇地域包括支援センターの担当圏域など）を対象として実施することも可能。

## 事業の全体像

- ① 地域の課題を把握するための調査を実施（既存の調査の活用も可）。  
※補助対象外

- ② ①の結果を受け、
- ・ 地域包括支援センター等機能強化事業
  - ・ 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業を実施。

### 地域包括支援センター等機能強化事業

**基本事業**（基本的にすべての市区町村において実施）

【全国で50市区町村が対象予定】

- 地域包括支援ネットワーク強化推進事業
- 地域包括支援センター等広域連携事業
- 地域の実情に応じた事業

補助単価の目安：

1市区町村につき3事業合わせて800万円程度

**選択事業**（基本事業を実施した上で実施主体の判断により実施）

【基本事業を実施する市区町村のうち5市区町村が対象予定】

- IT化推進事業

補助単価の目安：1市区町村につき1,000万円程度



集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

【全国で5市区町村が対象予定】

補助単価の目安：1市区町村につき2,000万円程度

- ③ 今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、ケア上の効果や課題、事業のコスト等について検証を行い、厚生労働省において実施する会議等において報告

今後のスケジュール

- ・平成22年3月中に厚生労働省より協議書を送付し、スケジュールをお示しする予定
- ・検証（中間報告）については平成22年度末に行う予定

## 地域の課題を把握するための調査について

### ○調査の必要性

- ・ 地域の課題を把握するための調査（以下「地域実態調査」）は、地域の高齢者世帯に対しアンケート調査等を実施し、地域包括ケアを推進する上での個々の高齢者のニーズや地域の課題を把握するもの。
- ・ 地域実態調査により、課題解決のためにどのような仕組みやネットワークを、どの程度構築していくことが適当かを把握することが可能となることから、本事業を実施する上で必要不可欠なもの。

### ○実施方法

- ・ 地域実態調査は、介護予防の特定高齢者把握調査と一体的に実施するなど、手法によっては効果的・効率的に実施が可能なものでもあり、①調査対象（全世帯を対象とするのか、抽出により行うのか）、②地域設定、③調査表（調査項目）、④配付・回収方法などについて、市区町村によって最も適した方法を選択することとし、調査方法等を特に規定はしない。
- ・ 新たに地域実態調査を実施する場合は、平成21年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業によりモデル的に行っている調査があるので、参考にされたい。なお、地域実態調査の実施に係る経費については、補助の対象外である。
- ・ すでに地域課題の把握が可能な調査を実施している場合は、その調査結果を活用して、本事業により事業展開を図ることも可能である。
- ・ また、例えば調査方法として高齢者世帯を対象としたアンケート調査によるものでなくとも、地域の高齢化率や独居世帯数、あるいは地域のケアマネジャーからのヒアリング調査、センター等における相談受付内容の集計・分析など、地域の課題が把握可能な指標の分析を行うことにより、地域実態調査に代わるものとして活用することや既に第4期介護保険事業計画において地域課題を把握し、新たな事業展開を位置付けているようなケースも活用可能である。

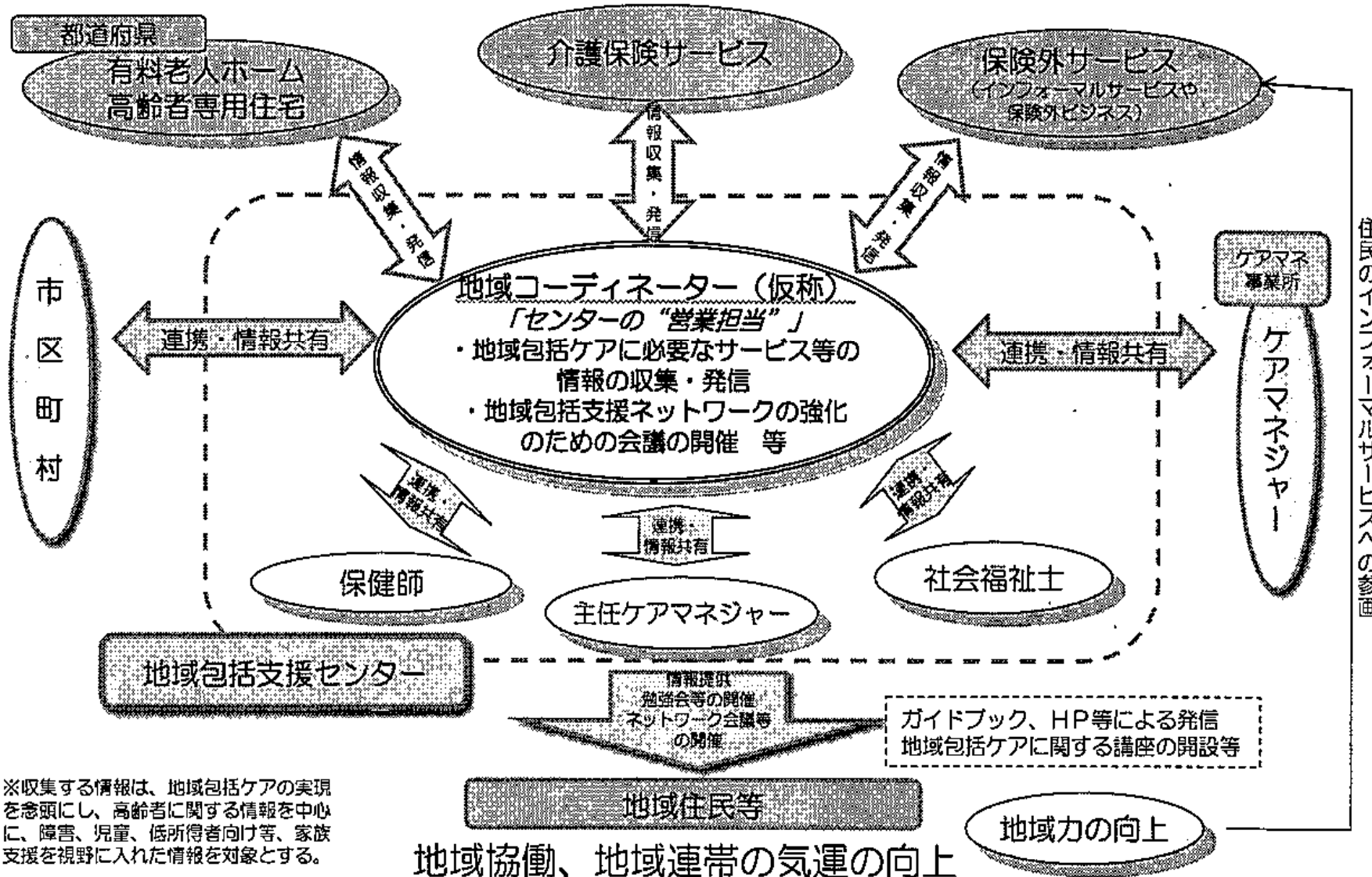
## 地域包括支援センター等機能強化事業①

### ○地域包括支援ネットワーク強化推進事業【基本事業】

- ・ センター等において、介護保険サービスに関する情報はもとより、配食サービスや見守り活動などの介護保険外サービスや暮らしの基礎となる有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等の住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要なサービス情報を収集し、センター内や市区町村、地域のケアマネジャー、さらには地域住民へ情報を発信していく担当者（以下「地域コーディネーター（仮称）」という。）を配置することにより、
  - ①情報の収集・発信活動を通じてサービス事業所等との関係を構築（地域包括支援ネットワーク構築のきっかけ作り）あるいは地域におけるセンター等の認知度向上
  - ②総合相談支援やケアマネジメントにおける介護保険外サービス等の活用を促進等を図る。なお地域コーディネーター（仮称）の配置は、センター等と連携関係を保つことが可能であれば、センター内に限らず配置することが可能である。
- ・ また、NPO等の地域活動の主体等が参加するネットワークづくりのための会議を開催すること等により、NPO等の活動内容、抱える課題の共有あるいは今後の地域活動の方向性を検討していくことで、既存の活動主体の側面的な支援や新たな介護保険外サービスとの連携を図る。
- ・ さらに、地域コーディネーター（仮称）が各種専門職と連携した上で、地域包括ケアに関する勉強会や各種講座等を地域で開催することにより、地域住民等へ地域活動への働きかけを行い、地域包括ケアの理解を進めるとともに、地域住民による見守り活動等介護保険外サービスの構築へと導く（地域力の向上）。なお、地域住民による見守り活動等実際の地域活動に係る経費については、後述する「地域の実情に応じた事業」として実施することが可能である。

# 地域包括支援ネットワーク強化推進事業のイメージ

センター内に地域コーディネーター（仮称）を配置する場合



※収集する情報は、地域包括ケアの実現を念頭にし、高齢者に関する情報を中心に、障害、児童、低所得者向け等、家族支援を視野に入れた情報を対象とする。



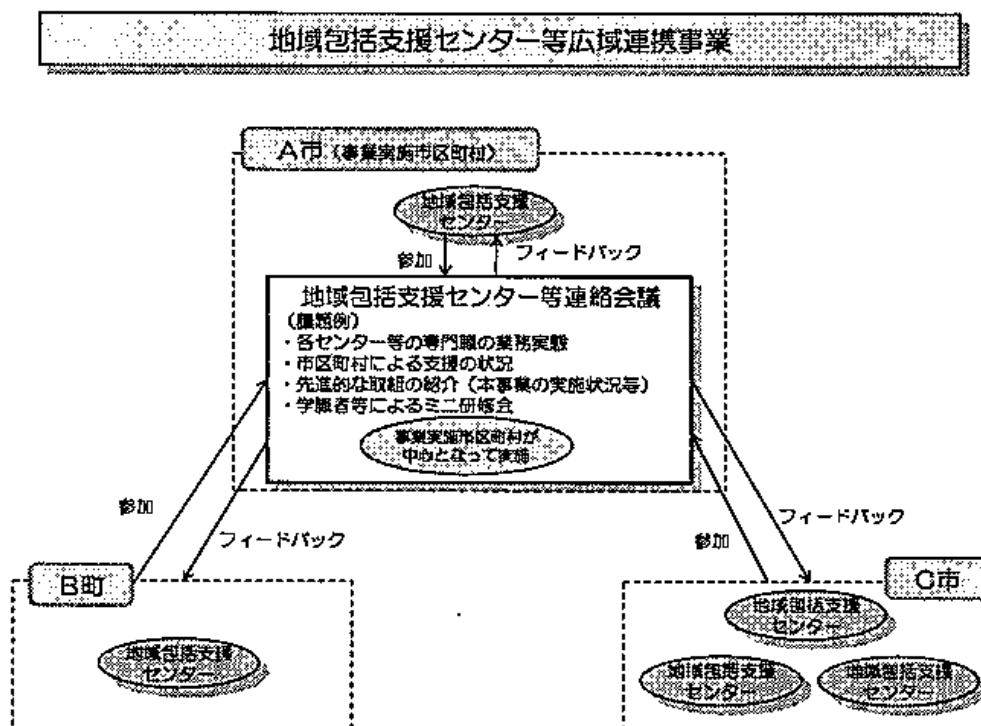
## 地域包括支援センター等機能強化事業②

### ○地域包括支援センター等広域連携事業【基本事業】

(センター等の課題把握や先進的な取組に関する情報共有)

本事業を実施している市区町村及び当該市区町村内のセンター等、及び近隣の市区町村又はセンター等により構成される地域包括支援センター等連絡会議を設置し、本事業の実施状況の他、専門職の業務実態や市区町村による支援の状況といった各センターの運営に関する情報交換、地域包括ケアの実現を目指した先進的な取組を行っているセンター等に関する情報共有等を行うことにより、センター等の現状を把握し、課題を認識した上で、今後のセンター等の方向性を検討する。また、把握した課題にどう対処していくのか、その検討に資するため、学識経験者等による研修会を実施するもの。

なお、実施主体の市区町村が近隣の市区町村（例えば、各都道府県が策定している介護保険支援計画において設定している圏域を構成する市区町村など）を纏める形で実施することとする。



## 地域包括支援センター等機能強化事業③

### ○地域の实情に応じた事業【基本事業】

センター等のコーディネートにより、NPO等の地域の様々な社会資源を活用しながら、連携を強化し、個々の地域の課題に応じた事業を実施する。

#### (事業展開例)

- ・うつ症状や認知症を有する家族介護者が多いことから、医療機関等と連携し、センター等の職員とともに同行訪問を実施。あるいは家庭の中で孤立している家族介護者の精神的負担を軽減するため、家族介護者同士のサークル活動や先輩介護者からのアドバイスを受ける場を提供
- ・古い住宅団地等が密集する地域で、引きこもりの傾向がある単身高齢者が多い地域において、いつでも気軽に使えるサロンを設置
- ・病院や市区町村役場における各種手続き、あるいは物販購入時の消費者被害への不安といった、認知症や一人暮らし高齢者等のちょっとした日常生活上の困りごとに対応するため、行政や既存の支援機関へ繋がる一歩手前の支援を行う“よろず相談屋”を地域のNPO等との連携により設置
- ・認知症に対する地域の理解が得られていないことから、町内会や民生委員はもとより、新聞・郵便といった居宅を訪れる事業所や、地元の商店街・金融機関・公共交通機関等の一般企業、警察や学校等、高齢者の日常生活に関連する事業所等を巻き込み、認知症サポーター養成講座等を活用して、早期発見や生活支援の仕組みを構築する。

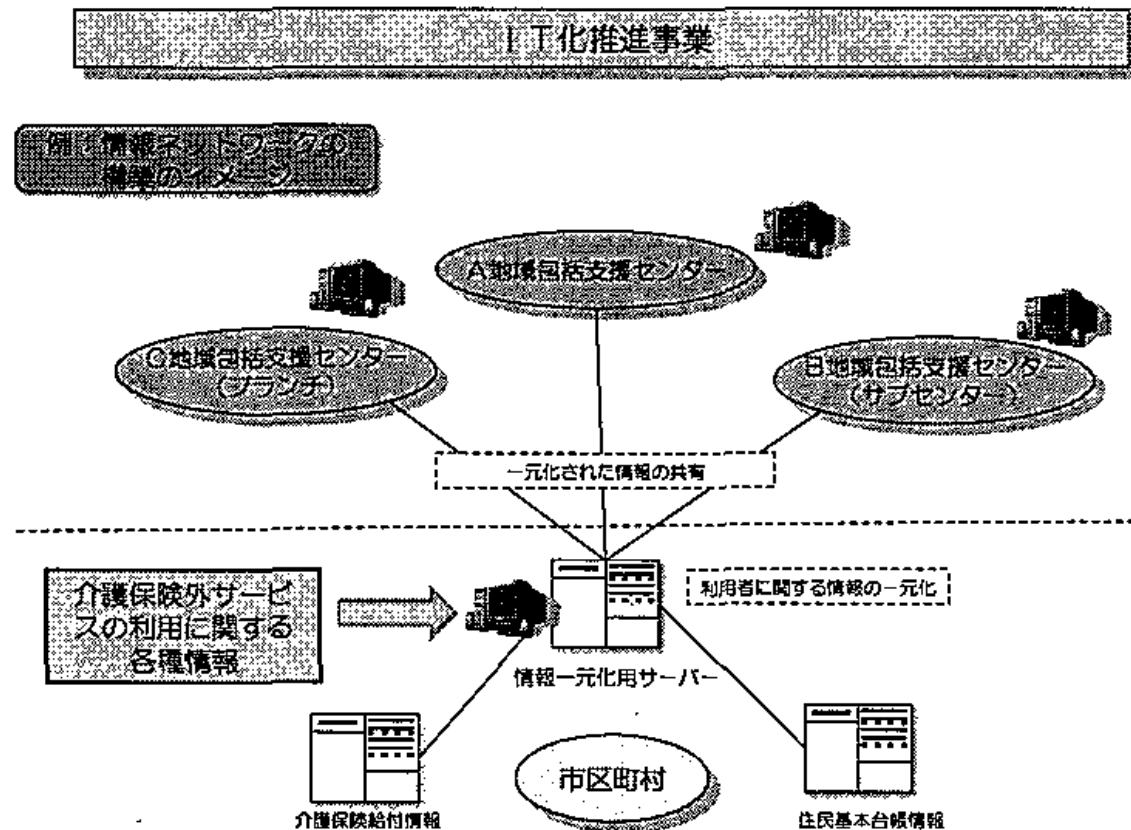
等々

## 地域包括支援センター等機能強化事業④

### ○IT化推進事業【選択事業】

(センター等の情報化の推進)

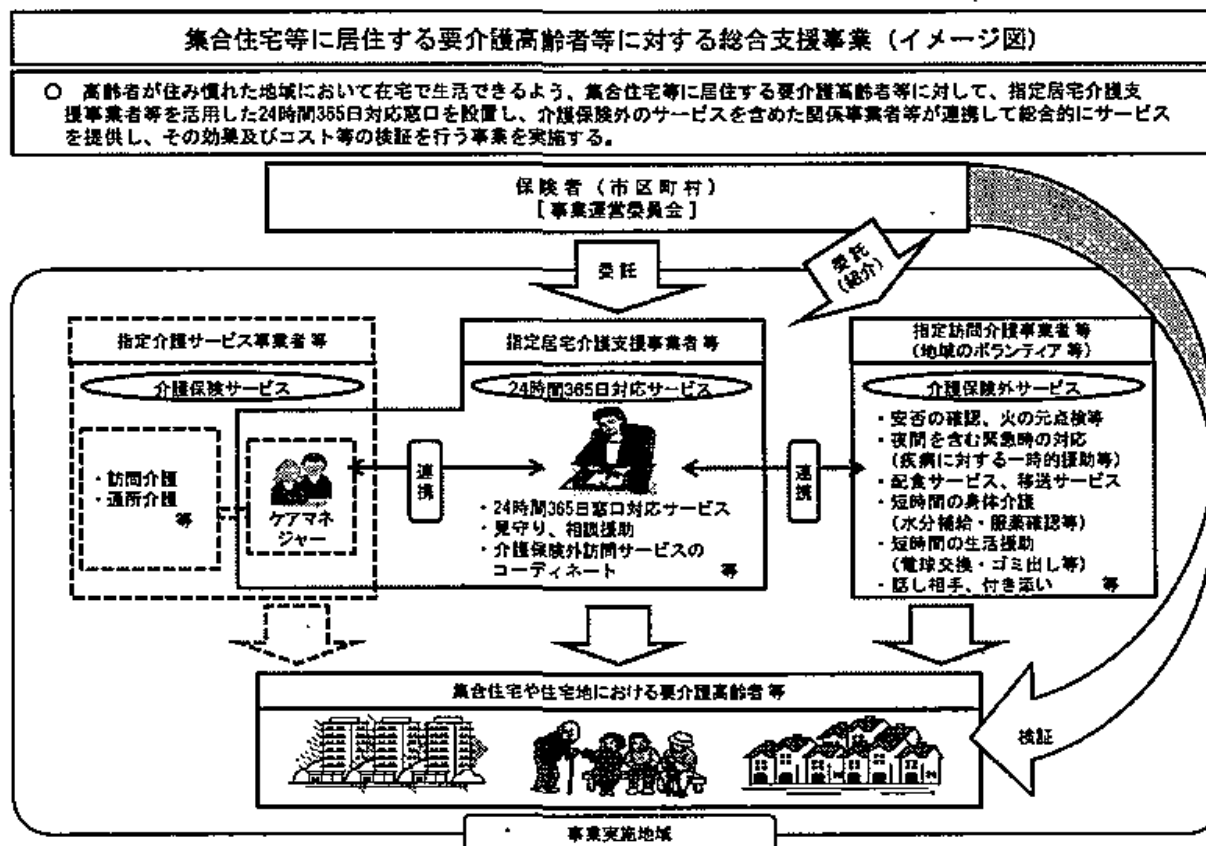
地域包括支援センター等において、利用者の支援に必要な介護給付関連情報や住民基本台帳情報、現在利用してる介護保険外サービスに関する情報等、利用者に関する情報を一元化し、市町村とセンター等の間でオンラインで結ぶことで、相談支援の場面におけるタイムリーな対応やセンター等の職員の情報収集に係る手間を軽減する。また、地域の情報マップ作成ソフトの開発又は購入など、業務を円滑に進めるためのセンター等の情報化を推進することにより、センター等における業務の中心が、地域包括ケアのコーディネート機能にシフトしていくことの一助とする。



# 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

## ○集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

集合住宅等に居住する要介護者等に対して、指定居宅介護支援事業者、特別養護老人ホーム、指定小規模多機能型居宅介護事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し緊急時の対応や相談援助等を行うとともに、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業を実施する。（孤立死の防止や利用者の安心感につながる）



# 事業の検証及び報告の方法

## ○事後検証の実施

今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、平成22年度末及び23年度末に、事業実施によりどのような効果があったのか、コストがどの程度かかったか、といった観点から検証を実施する。なお、検証に必要な項目等の詳細については別途お知らせする。

(想定される検証の視点)

- ・地域包括ケア推進上の効果（例えば地域コーディネーター（仮称）を配置したことにより、センターにおいて介護保険外サービスに係る情報が豊富になり、予防のケアプランへ反映が可能になった、あるいは地域のケアマネジャーへ有益な情報提供が可能となりプランのサービス内容に幅が出た等）
- ・事業展開上の課題（例えば支援に必要な情報をどこまで共有できるかといった個人情報保護の点等）
- ・コストパフォーマンス（費用対効果）
- ・今後の事業展開への提案（効果や課題を踏まえた事業の改善や新たな事業の提案等）
- ・その他特筆すべき事項

## ○検証結果の報告

各年度末に実施した事業の検証結果については、全国的に地域包括ケアを推進していく観点から、広く他のセンター等に情報提供していくため、本事業の「地域包括支援センター等広域連携事業」や厚生労働省において設定する会議等において報告する。

厚生労働省における報告の方法や時期については、追って詳細をお知らせする。

参考

# 地域包括ケアシステムの構築

